

3 大槻善一家文書

(旧住所 鹿島郡大同村大字武井)

目録番	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番
1	天明 4	1784	辰		2		相渡申質地畑証文之事(去卯御年貢に詰り、5ヶ年間畑1両にて質入につき)	質地人 庄吉 [㊦] 、名主 弥次兵衛 [㊦]	船津 甚右衛門殿	豎紙	1	1
2	文化10	1813	酉		12		相渡し申証文之事(当年御年貢に詰り、金2両2分にて5ヶ年季に下田質入につき)	武井村 質地人 長重郎 [㊦] 、請人 <input type="checkbox"/> 長藏 [㊦] 、名主 源兵衛 [㊦]	<input type="checkbox"/> 市兵衛殿	豎紙	1	2
3	文政 5	1822	午		3		相渡し申一札之事(網方身代取続金2両借用書)	津賀 借口人 長左衛門 [㊦] 、請人 権左衛門 [㊦] 、五人組合 惣代 次右衛門 [㊦] 、他3名	武井村 善右衛門殿	豎紙	1	3
4	嘉永 4	1851			8		乍恐以書付奉願上候(順平不届の所行につき詮議願)	御知行所武井村 右願人惣代 弥兵衛 [㊦] 、仲右衛門、与左衛門 [㊦] 、他18名		継紙	1	4
5	文久 2	1862	酉		4		乍恐以書付奉歎願候(相給代官所百姓惣右衛門の入作分につき、引揚げ仰付け願)	当御知行所 常州鹿島郡 武井村 組頭 富士太郎	御地頭所様 御役人中様	豎紙	1	5
6			午		8		覚(去巳年の江戸川・荒川・利根川通普請入用につき、割付・取集方申渡)	御勘定所		豎紙	1	6
7							(相給代官所百姓惣右衛門の入作分につき、引揚げ仰付け願)	(富士太郎)		豎紙	1	7

大槻善一家文書

史料の概要と特色

大槻善一家文書は、1950年代初頭、水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所が全国の漁村史料を調査した際、借用・収集したものである。昭和27(1952)年8月12日、鹿島郡大同村武井の大槻善一氏によって水産庁に寄贈され、現在は水産総合研究センターに所蔵されている。当時作成された「寄贈受領証」には、寄贈文書6点と記載されているが、その後の整理の結果7点として保管されている。寄贈者大槻善一氏については、「旧名主、残った文書はかなりあるが虫食いのためまったく汚損し、ごく少量の文書のみを寄贈していただいた」(『漁業制度資料目録9 霞浦』1953年)とある。

この大同村の大字名・武井は北浦四十四ヶ津の一つであり、江戸後期の「天保郷帳」にも、武井村としてその名が見える。江戸初期においては、支配者が頻繁に交替したが寛永期以後は、旗本知行所として存続した。「旧高旧領取調帳」によると武井村は旗本6氏の相給村であった。村高は約978石、村松、阿部、植村、土屋、須田、飯高6氏の相給となっている。

武井村一帯は稲作を中心とした農業地域であるが、多くは漁業や水運と関わる兼業農家であった。武井村は、江戸期～明治22(1889)年までは村名としてあったが、近隣の村々と合併が進み、昭和30(1955)年までは大同村、それ以後は大野村の大字名としてある。

本文書群は、旧整理の段階で既に7袋、7点として整理され現在に至るが、寄贈当時6点と記されたことについて考えられることは、文久二(1862)年四月「開地小作相論に付執成し願」(目録番号5)と、年未詳「開地相論に付執成し願」(目録番号7)を一对(正副)1点として数えた結果、寄贈時には6点と記された可能性が強い。史料の年代は、天明4(1784)年～文久2(1862)年まで、年未詳も合わせて7点全部近世文書と思われる。

史料の内容は、借金証文と村政に関するものである。特記する史料として、幕府文書が一通含まれていたことである。それは幕府の御勘定所から発給された、(年未詳)午八月「関東川々御普請国役金差出方覚」(目録番号6)が大槻家に所蔵されていたことである。河川の普請などに関しては、幕府機関から直接、名主宛へ通達が下達されたのである。以上、保存史料の内容や地頭所宛の上申文書が残されていたことから考察して、大槻家は江戸期、武井村の旗本知行所の名主を努めた家であることは確かである。しかし、大槻家が仕える領主名は分かっていない。残存史料が少ないため、家の系図なども不明である。ただ、天明4(1784)年、文化10(1813)年の田畑質入証文に、名主弥次兵衛と同源兵衛の名が見えるのみである。

(文責 鈴木江津子)